

議案第 57 号

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 10 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 池之上小新 B O P 学童クラブの活動場所を変更する必要があるので、本案  
を提出する。

## 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

世田谷区学童クラブ条例（平成２４年１２月世田谷区条例第７４号）の一部を次のように改正する。

別表池之上小新ＢＯＰ学童クラブの項中「東京都世田谷区北沢四丁目３２番２０号」を「東京都世田谷区代沢二丁目４２番１５号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和６年９月２日から施行する。